

きときと情報

2019

150号



富山県中小企業団体中央会

特集1

令和元年度富山県の中小企業向け
主要施策及び融資制度

特集2

キャッシュレス・消費者還元事業が始まります

経営者に聞く：北栄電設株式会社 代表取締役社長 渋谷 武氏

組合紹介：富山県パン・学校給食米飯協同組合さんよりこんにちは

中央会いんふおめーしょん：森永卓郎氏特別講演会を開催 ほか

表紙のことば

黒部ダム

黒部ダムは、黒部川の最上流に建設されたアーチ式ダム越流型ダムで、日本一を誇る186mの高さがあります。昭和31(1956)年8月の着工以来、7年の歳月と513億円の工費、延べ1,000万人の労働力を投入し、昭和38年6月に完成しました。建設工事は、そのスケールの大きさと困難さから「世紀の大事業」と呼ばれ、戦後の関西電力の社運をかけて行われた一世一代の大プロジェクトでした。

毎年6月から10月の間には、毎秒10t以上の水が霧状となり放水される「観光放水」が名物となっており、観光に訪れる人々を魅了しています。

経営者・役員・従業員とそ
ご家族の
安心の保障を準備する
ために
中央会の共済制度を
ご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための
退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障
団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の

各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起
情報)」「ご契約のしおりー約款」および富山県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山県富山市本町 3-21 損保ジャパン日本興亜ビル 5F TEL:076-441-3194

<https://www.taiju-life.co.jp/>

2019 年 4 月 1 日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

大樹-KB-2019-159 (損保) B-2019-45 (2019.4)
B-2019-1049 (2019.4) 使用期限 2020.3.31

きときと情報150号

C O N T E N T S

特 集 1

2

令和元年度富山県の中小企業向け主要施策及び
融資制度

特 集 2

28

キャッシュレス・消費者還元事業が始まります

経営者に聞く

32

北栄電設株式会社 代表取締役社長 渋谷 武 氏

組合紹介

34

富山県パン・学校給食米飯協同組合さんよりこんにちは

元気印! 青年部・女性部

35

東海・北陸ブロック青年中央会研修会を開催
プレステージ・インターナショナル富山BPOタウンを視察

組合だより

36

協同組合富山問屋センター 団地内に防犯カメラを設置

事務局ペンリレー

36

富山県火災共済協同組合 事務局長 徳山 泰 氏

中央会いんふおめーしょん

37

森永卓郎氏特別講演会を開催
IoT活用セミナーを開催
平成30年度補正ものづくり補助金(早期審査分)
の採択結果を発表

組合Q&A

38

小規模の事業者の判断について

富山労働局からのお知らせ

39

時間外労働の上限規制が導入されます!

ほっと一息

40

伝統的工芸品に追加指定された高岡銅器の「生型鑄造
法」とは(伝統工芸高岡銅器振興協同組合、高岡銅合
金協同組合、高岡銅器協同組合)

トピックス

2020年東京オリンピック・パラリンピックと富山

特集1 令和元年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。本号では、県及び関係機関の主要施策と融資制度を抜粋して紹介します。

1 創業を考えている方への支援

〔新〕移住者創業チャレンジ応援事業

1. 対象者

東京 23 区在住者又は東京圏在住かつ東京 23 区に通勤していた者で、富山県内に移住し、移住後1年以内に富山県内で起業予定の者

2. 内容

地域の課題に対して「社会性」「事業性」「必要性」の観点を持って取り組む事業に対して必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率

1 / 2 以内

(2)補助限度額

2,000 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076-444-5605

創業・ベンチャー挑戦応援事業

1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等

2. 内容

新規性・独自性のある事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率

1 / 2 以内

(2)補助限度額

製造業・建設業 2,000 千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076-444-5605

多様な起業家挑戦応援事業

1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等

2. 内容

若者・女性・シニアのアイデア等を活かした事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率

1 / 2 以内

(2)補助限度額

製造業・建設業 2,000 千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076-444-5605

プラン公募型起業家誘致事業 （とやま中小企業チャレンジファンド）

1. 対象者

県外在住の起業家（県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等）

2. 内容

県内での新規性及び成長性のある独創的な商品・ノウハウ・アイデアなどを活用した新商品・新サービスの研究開発及びその事業化について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率 1 / 2 以内

(2)補助限度額

製造業・建設業 2,000 千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

企画管理課

TEL 076-444-5600

インキュベーション施設の提供

1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

2. 内容

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供

3. お問い合わせ

富山県産業創造センター TEL 0766-26-5151

富山県総合情報センター TEL 076-432-1116

富山県産業高度化センター TEL 0766-62-0500

2

新事業展開を考えている方への支援

新 農商工連携推進事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

新商品、新サービスの開発等を行う中小企業者等と農林漁業者との連携体

2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率 2 / 3 以内

(2)補助限度額 2,000 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構中小企業支援センター
販路開拓支援課 TEL 076-444-5602

地域資源活用事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県が指定する地域資源を活用して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成(生産性向上につながるものであること)

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率 1 / 2 以内

(2)補助限度額 5,000 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構中小企業支援センター
販路開拓支援課 TEL 076-444-5602

ビジター対応ビジネス支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

北陸新幹線の開業、外航クルーズ及び台北便就航など交通基盤の拡充に関連して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品開発、新サービス提供等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率 1 / 2 以内

(2)補助限度額 1,000 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構中小企業支援センター
販路開拓支援課 TEL 076-444-5602

トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業)

1. 対象者

新商品・新サービスの開発によって新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小企業者等

2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認定し、随意契約で率先して調達、利用後の意見をフィードバック

3. お問い合わせ

富山県商工労働部経営支援課
金融係 TEL 076-444-3248

3

職業能力開発に関する支援

能力開発セミナー（通年）

県が予めメニューを作成するレディメイド型訓練、企業ニーズに応じ実施するオーダーメイド型訓練を実施。仕事に必要な専門知識の習得や技能の向上、各種資格取得など幅広い分野の講習を実施技能者の改善・創意工夫の意識の定着やコミュニケーションスキルを向上させるための研修を実施。

1. 高度技能人材育成講座

熟練技能者等の活用により、中小企業に在職者のものづくり技能の向上を図る研修を実施

2. ものづくり自動化支援人材育成講座

工場等の自動化等を支援する人材の育成を目的とした講座を実施

3. グローバル人材育成講座

ものづくり企業の海外展開を担う人材の育成ニーズに対応した多様な短期研修講座を実施

4. お問い合わせ

富山県技術専門学院 TEL 076-451-8802

スマートものづくり人材育成事業

1. 内容

技能者の改善・創意工夫の意識の定着やコミュニケーションスキルを向上させるための研修を実施

2. お問い合わせ

富山県商工労働部労働政策課
TEL 076-444-3256

4

技術開発を考えている方への支援

技術開発への支援

1. 対象

技術力向上と新商品開発に取り組む県内企業

2. 内容

- (1)技術支援：技術相談、技術指導、依頼試験、設備利用
- (2)研究開発：共同研究
- (3)技術者育成：研修生受け入れ、研究会の開催
- (4)技術情報の提供：技術情報誌の発行、テクノシンポジウムの開催、施設見学

3. お問い合わせ

富山県産業技術研究開発センター
(旧富山県工業技術センター)
TEL 0766-21-2121

ものづくり研究開発支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 1 / 2 以内

(2)補助限度額 2,000 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構
イノベーション推進センター 連携促進課
TEL 076-444-5607

小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

小規模企業における次のいずれかの要件を満たす新商品・新技術開発等

- ・ 2 社以上の小規模企業の連携によるもの
- ・ 商工団体の経営指導等を受けた事業計画によるもの

2. 内容

新商品・新技術開発や販路開拓等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 1 / 2 以内
- (2)補助限度額 500 千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構中小企業支援センター
経営支援課 TEL 076-444-5605

5

知的財産権等に関する支援

知的財産権等に関する支援

1. 対象

特許、実用新案、意匠、商標等について知りたい、相談したい中小企業者

2. 内容

- (1)相談等
- (2)情報提供
- (3)特許検索指導：特許情報プラットフォームの活用など、特許情報検索に必要な基礎知識から活用の仕方まで助言
- (4)特許流通支援（特許流通コーディネータ）
企業、大学、研究機関等の保有する特許の移転・

導入を支援。県内企業に対する開放特許の移転・導入支援、特許流通に関する相談・指導を実施

(5)講演会・講習会の開催

3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 1/2以内
- (2)補助限度額 上限 2,000 千円

4. お問い合わせ

各商工会議所・各商工会

（一社）富山県発明協会（知財総合支援窓口）

((1)～(3)、(5)) TEL 0766-27-1150

富山県知的所有権センター ((1)、(2)、(4))

TEL 0766-29-1252

6

IT、IoT を活用したい方への支援

IoT 導入モデル事業費補助金

1. 対象企業

IoT を活用して、3% 以上の生産性向上を図るモデル的な取り組みを行う県内中小企業者

2. 内容

IoT に対応する機械装置・器具やクラウド使用料、専門家経費等

3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 1/2以内
- (2)補助限度額 上限 2,000 千円

4. お問い合わせ

富山県商工労働部商工企画課

TEL 076-444-3242

7

事業承継を考えている方への支援

相談等

1. 対象

事業承継の様々な問題でお悩みの中小企業者

2. 内容

- (1)後継者人材バンクによる起業家引き合わせ、M&A に係る相談、M&A 仲介業者への橋渡し等
- (2)円滑な事業承継の進め方、事業承継計画の作り方、親族外承継の注意点など事業承継に関する情報提供や助言を実施

3. お問い合わせ

- (1)富山県事業引継ぎ支援センター
（富山県新世紀産業機構内）TEL 076-444-5605
- (2)（独）中小機構北陸本部の相談窓口
TEL 076-223-5546

税制面の支援

（事業承継円滑化のための税制措置）

1. 対象

非上場会社の株式等の相続又は贈与を受けた後継者の方

2. 内容

相続税や贈与税の納税猶予など

3. お問い合わせ

最寄の税務署

発行日の時点で募集が終了している場合がございますので、詳細につきましては各機関にお問合せください。

県の融資制度

設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
設備投資促進資金		工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備、事業用車両、店舗設備等を導入する中小企業者（駐車場、資材置場などの更地の取得は対象になりません）	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
	生産性革命推進枠 取扱期間 令和3年3月31日まで	(1)老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者 (2)販売または役務の提供に係る業務向上のための設備を導入し、業務効率の1%以上の向上を図る中小企業者 ※次の場合は融資利率を優遇：①小規模企業者の場合、②経営力向上計画または先端設備等導入計画の認定を受けた事業計画を実施する中小企業者の場合	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
IoT支援特別資金 取扱期間 令和3年3月31日まで		IoTを用いた設備を導入し、生産性またはエネルギー効率の1%以上の向上を図る中小企業者	設備資金
新成長産業育成 支援資金		次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1)再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2)医療・介護・健康関連分野の製造業 (3)富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4)先端ものづくり分野（航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、高機能素材分野、デジタルものづくり分野）に係る装置・部品等の製造業	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
再生可能エネルギー 利用促進資金		再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

創業時の資金繰りを支援

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
創業支援 資金	創業者枠	(1)事業を営んでいない個人であって事業を開始する予定があるもの (2)事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継 支援枠	(1)後継者不足等のため存続見通しがつかない中小企業者から当該事業を承継するもの (2)相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しがつかない相続人（事業資産の取得資金、法人継承者による経営権（株式）買取資金、その他継承事業の運営に必要な資金を対象としています） ※次の場合は保証料率を優遇：①事業承継をきっかけに経営革新等に取り組む場合	設備資金 運転資金
	地域再生・ 創生特別融資	県内事業者から地域再生に資する事業を引き継ぐ県内に主たる事業所を有する中小企業者で、以下のいずれにも該当するもの (1)承継元の事業の従業員が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）超でその過半数の雇用を維持するもの (2)施設・設備の新增設または改修を行うもの	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物（土地）の取得については、必ず事前にご相談ください。

利用上の注意点

- ・支払い済の資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、固定資産として計上するものが対象になります。
- ・建物（土地）の取得については、必ず事前にご相談ください。

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物 (土 地)を取得する場合 (※2) 15年以内 (1年以内)	年1.65%以内 [取扱期間 令和2年3月31日まで]	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.25%以内 ①または②に 該当する場合 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1,000 知事特認1,500	10年以内 (1年以内)	年0.60% 県の利子補給により 実質無利子	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.15%以内 太陽光発電設備は 年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
3,500	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.4% 保証必須 [取扱期間 令和2年3月31日まで]	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物 (土 地)を取得する場合 (※2) 15年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% ①に該当する場合 年0.15%～年0.85% [取扱期間 令和2年3月31日まで]	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金3,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

新事業の展開を支援

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
新 事 業 展 開 支 援 資 金	地域貢献型事業 (コミュニティビジ ネス) 支 援 枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業（コミュニティビジ ネス）を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業 者	設備資金 運転資金
	経 営 革 新 枠	経営革新計画の承認を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要す る資金	設備資金 運転資金
	新 事 業 展 開 支 援 枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事 業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開 を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	建 設 業 等 新 分 野 進 出 支 援 枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設 業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金

地域の活力向上を支援

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
地 方 創 生 推 進 資 金	県内進出・本社 機 能 等 強 化 支 援 枠	(1)県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事 業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの 法人：本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・ 営業所の開設など 個人：事業所の移転など ※次の場合は融資利率を優遇：①県内雇用5人以上の場合、②地方活 力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認 定を受ける見込みのもの）による場合 (2)地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものま たは認定を受ける見込みのもの）に基づく施設・設備等の導入を行う 県内中小企業者	設備資金 運転資金
	少子化対策枠	次の施設整備等を行い、子育て支援に関する環境整備に取り組む中小企業者 (1)事業所内保育施設や授乳室の設置など子育てしやすい職場環境の整備 (2)商店街の段差解消や小児用トイレ・ベビーシートの設備等の子育てバリアフリー	設備資金
	ブランド力 向上支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1)地域産業資源活用事業計画、農商工等連携事業計画に係る事業または 上記事業に係る国の補助金、とやま新事業創造基金の補助金の交付決 定を受けたもの (2)「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3)富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者（認定日から3年以内） (4)富山プロダクツに選定された事業者（選定日から5年以内）	設備資金 運転資金
	デザイン産業・ コンテンツ産業 支 援 枠	デザイン産業・コンテンツ産業（映像（映画・アニメ）、音楽、ゲー ム、ソフトウェアの制作を担う産業）に属する事業を営む中小企業者 で、従業員を新たに雇用するもの	設備資金 運転資金
	海 外 市 場 開 拓 支 援 枠	(1)海外市場へ進出する中小企業者が、支店・営業拠点等の海外事業拠点 の開設（合併会社等の海外現地法人の設立を含む）に要する資金 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象として います (2)海外市場へ進出する中小企業者が、海外向け製品の生産・販売等に要 する資金 ※生産は県内で行われるものに限りです	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物（土地）の取得については、必ず事前にご相談ください。

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	商工会議所または商工会の認定書を添えて、取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内 (3年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.7%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076 - 444 - 3248

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 15年以内 (1年以内)	(1)年1.30%以内 ①に該当する場合 年1.25%以内 ②に該当する場合 年1.20%以内 (2)年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
3,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内 TPP域内を 対象とする場合 年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076 - 444 - 3248

商業・商店街等の活性化

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
商 業 ・ サ ー ビ ス 業 活 性 化 資 金		(1)商店街において、出店（新規・空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2)空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象） (3)商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1)商店街設備資金 運転資金 (2)その他 (3)組合設備資金
	観 光 旅 館 施 設 整 備 枠	（一般枠） 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業者以外のものを含む） (1)宿泊施設の新設、増設及び改修 (2)宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3)宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4)設備の導入及び既存設備の改善	設備資金
		（特別枠） 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員） (1)宿泊施設の新設、増設及び改修 (2)宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3)宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4)設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

環境にやさしい社会をめざして

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
環 境 施 設 整 備 資 金		次の施設整備等を行う中小企業者 (1)公害防止施設の整備 (2)フロン等対策施設の整備 (3)廃棄物のリサイクル施設の整備 (4)地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5)山岳トイレの整備 (6)温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7)低公害車の導入等	当該施設整備等に要する設備資金
立山環境配慮バス購入資金		立山有料道路等（桂台～室堂）で運行する路線バスまたは貸切バスを自動車NOx・PM法の基準に適合するものに買い替える中小企業者	設備資金

地域産業の活性化

資 金 名		融 資 対 象	資 金 使 途
特定地域・産業 活性化 資 金	企 業 立 地 促 進 枠	次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新增設を行い、事業開始前後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者（原則として中小企業者） ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業 ⑥デザイン業 ⑦コールセンター業	設備資金
	薬 業 振 興 枠	（家庭薬振興資金） (1)県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2)県内に事業所を有する医薬品製造業者等	(1)医薬品配置販売業者 運転資金 (2)医薬品製造業者等 設備資金 運転資金
		（和漢薬開発促進資金） 和漢薬を主とする医薬品の開発に必要な資金 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備資金 運転資金
		（懸場帳購入資金） 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 （販売業者が購入する懸場帳）
		（薬業基盤強化資金） 事業の統合や承継など基盤強化を図るために必要な資金 (1)県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2)県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備等資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
設備資金 (1)商店街 5,000 (2)その他 3,000 (3)組合 1億円 運転資金 (1)商店街 1,000	設備資金 (1)商店街 (3)組合 10年以内 (1年以内) (2)その他 7年以内 (1年以内) 運転資金 (1)商店街 5年以内 (1年以内)	(1)商店街 年1.30%以内 (2)その他 (3)組合 年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県観光振興室
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.45%以内		

※県経営支援課 076 - 444 - 3248

※県観光振興室 076 - 444 - 3500

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
個別 3,000 団体 5,000	個別 7年以内 (1年以内) 団体 10年以内 (1年以内)	年1.65%以内 (6)、(7)の場合 年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県環境政策課
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県自然保護課

※県環境政策課 076 - 444 - 3141

※県自然保護課 076 - 444 - 3396

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
2億円 知事特認 5億円	10年以内 (2年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県立地通商課
医薬品配置販売業者 運転資金 500 医薬品製造業者等 設備資金 3,000 (ただし試験機械器具については 500) 運転資金 1,000	設備資金 7年以内 (1年以内) ただし試験機械器具につい ては5年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県くすり政策 課
設備資金 5,000 運転資金 2,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
個人 3,000 法人 7,000	10年以内 (3年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
5,000	10年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	

※県立地通商課 076 - 444 - 3244

※県くすり政策課 076 - 444 - 3236

事業の活性化

資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

経営の安定・倒産の防止

資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途
小規模企業等 経営支援短期資金	従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金
小口事業 資 金	一般小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者（富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください）	設備資金 運転資金
	零細小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	設備資金 運転資金
経営安定 資 金	地域産業対策枠 経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金
	経済変動対策 緊急融資 取扱期間 令和2年3月31日まで 次のいずれかに該当する中小企業者 (1)最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2)原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
	小規模企業支援枠 取扱期間 令和2年3月31日まで 最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転資金
	企業再生支援枠 取扱期間 令和2年3月31日まで 次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの (1)最近時決算において経常赤字の者 (2)㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 (3)民事再生法等による法的再建手続きを行う者 (4)中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者 (5)信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 (6)㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 (7)とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	連鎖倒産防止枠 国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます）	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 令和2年3月31日まで	最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	(1)一般枠 県の融資制度(県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く)のほか、金融機関の保証付 既往債務(※2)の 借換え (2)小口枠 県小口事業資金の 借換え

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物（土地）の取得については、事前に保証協会にご相談ください。

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
3,000	5 年以内 (1 年以内)	年1.90% 以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成31年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成31年4月1日現在)	
600	1 年以内	年1.70% 以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で 2,000 (無担保) (保証債務残高が2,000万円以下等の条件を満たす者にあつては、無担保無保証)	設備資金 7 年以内 (6 ヶ月以内) 運転資金 5 年以内 (6 ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連続して経常赤字を計上し、かつ、県内の商工会議所、商工会または中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年以内)	年1.80% 以内	年0.6% 保証必須 ただし、特別小口保険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または商工会を経由のうえ取扱金融機関 (※) ※市町村が特定する金融機関でご利用いただけます
信用保証協会の保証付き 融資残高との合計で 2,000 (無担保) (保証債務残高が2,000万円以下等の条件を満たす者にあつては、無担保無保証)	設備資金 7 年以内 (6 ヶ月以内) 運転資金 5 年以内 (6 ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連続して経常赤字を計上し、かつ、県内の商工会議所、商工会または中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年以内)	年1.75% 以内	年0.7% 保証必須 ただし、特別小口保険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または商工会を経由のうえ取扱金融機関 (※) ※市町村が特定する金融機関でご利用いただけます
5,000	7 年以内 (1 年以内)	年1.70% 以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関
8,000 (地域産業対策枠との合計)	7 年以内 (1 年以内)	年1.25% 以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証5号を利用する場合 年0.5%	市町村の認定書を添えて取扱金融機関
3,000	7 年以内 (1 年以内)	年1.20% 以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関
1 億円	設備資金 10 年以内 (1 年以内) 運転資金 7 年以内 (1 年以内)	年1.45% 以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
5,000 (ただし債権額を限度とします)	7 年以内 (1 年以内)	年1.45% 以内 [取扱期間 令和2年3月31日まで]	年0.6% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 [借換と同額 (上限1,000)までの新規運転資金を含む ※運転資金のみのご利用はできません]	10 年以内 (1 年以内)	年1.70% 以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書及び実施計画書を添えて取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

その他法律に基づく貸付制度

中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内 容	貸付の相手方
集 団 化 事 業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上 の組合であること〕
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を設備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上 の組合であること〕
施 設 集 約 化 事 業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共 同 施 設 事 業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設 備 リ ー ス 事 業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 （地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など） (2) 一般社団法人等 （一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の提出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど） (3) 商工会、商工会議所等

2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県経営支援課にお問い合わせ下さい。
3. この資金の借入に当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県経営支援課（TEL 076-444-3249）にご相談下さい。

（利率については、変更になることがあります。）

貸 付 対 象 施 設	貸付利率	貸付期間（うち据置期間）	償還方法	貸 付 限 度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	年 0.50%	20 年以内（3 年以内）	年賦 （元金均等償還）	整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の 80% 以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20 年以内（3 年以内）	〃	〃

政府系金融機関等による金融一覧（1）

株式会社商工組合中央金庫

制 度 名	融 資 対 象	資金使途
一 般 貸 付	商工中金の株主となっていて、中小企業の各種団体とその構成員 （注）このほか中小企業の共同出資会社やメンバーの皆様方の海外法人等も融資対象となります。	運転資金 設備資金

※商工中金には上記のほか独自の総合支援策がありますので、詳細は商工中金へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名	融 資 対 象	資金使途
普 通 貸 付 （ 一 般 貸 付 ）	卸 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	運転資金 設備資金
	小 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人・個人	
	サ ー ビ ス 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	
	製造業、建設業、運輸業、その他 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人・個人	特定設備資金
小 規 模 事 業 者 経 営 改 善 資 金 貸 付	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の方で商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
主 な 特 別 貸 付	新 規 開 業 資 金 新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	女 性、若 者／シ ニ ア 起 業 家 資 金 女性又は35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	新 事 業 活 動 促 進 資 金 経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など	運転資金 設備資金
	新 創 業 融 資 制 度 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	運転資金 設備資金

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社商工組合中央金庫 富山支店 076-444-5121 高岡支店 0766-25-5431

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
	商工中金 所定利率	運転 原則として10年以内 (据置期間2年以内) 設備 原則として15年以内 (据置期間2年以内)	必要と認めるもの 要	商工中金 [商工中金の代理店になっ ている信用組合、信用 金庫でもご利用いた できます。]

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
4,800万円	お使いみち、ご 返済期間、担 保の有無等によ って異なる利率 が適用されま す。詳細は 当公庫(国民 生活事業)へ お尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価 証券等)などにつ きましてはお客 様のご希望を伺 いながらご相談 させていただきます	国民生活事業
7,200万円		20年以内 (うち据置期間2年以内)		
2,000万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	無	商工会議所、商工会等
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価 証券等)などにつ きましてはお客 様のご希望を伺 いながらご相談 させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
3,000万円 (うち運転資金1,500万円)		各種融資制度で定める ご返済期間以内	無	

政府系金融機関等による金融一覧（2）

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資金使途
主 な 特 別 貸 付	新企業育成貸付	再チャレンジ支援融資 廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	企業承継・集約活性化資金	事業を承継する方など	運転資金 設備資金
	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金
	海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方など	運転資金 設備資金
	ソーシャルビジネス支援資金	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など	運転資金 設備資金
	対環境エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金 非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	運転資金 設備資金
	小規模事業者経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の方	運転資金 設備資金
	食品貸付	食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金
	企業再生貸付	企業再建資金 中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方	運転資金 設備資金

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

貸 付 条 件				申込先
限 度 額	利 率	期 間	担 保 等	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	お使いみち、ご返済期間、担保の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 8年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内) (※) 従業員5人以下の場合は据置期間3年以内		
7,200万円		設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 20年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		

政府系金融機関等による金融一覧（3）

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資金使途
生 活 衛 生 貸 付	一 般 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
	振 興 事 業 貸 付	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	運転資金 設備資金
	生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター）の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
セーフティネット貸付	経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金 設備資金
	金融環境変化資金	取引金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方	運転資金
	取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

貸 付 条 件				申込先
限 度 額	利 率	期 間	担 保 等	
7,200万円～4億8千万円 業種によって異なります	お使いみち、ご返済期間、担保の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	13年以内 （一般公衆浴場は30年以内） （うち据置期間1年以内 （返済期間が7年超の場合 2年以内））	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
運転 5,700万円 設備 1億5,000万円～ 7億2,000万円 業種によって異なります		運転 7年以内 （うち据置期間2年以内） 設備 20年以内 （お使いみちによって異なります） （うち据置期間2年以内）		
2,000万円		運転 7年以内 （うち据置期間1年以内） 設備 10年以内 （うち据置期間2年以内）	無	生活衛生同業組合
4,800万円		運転 8年以内 （うち据置期間3年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
別枠 4,000万円以内		運転 8年以内 （うち据置期間3年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠 3,000万円以内		8年以内 （うち据置期間3年以内）		

政府系金融機関等による金融一覧（4）

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

特定事業を営む中小企業の方

◆次の業種の方は対象になりません：農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービスを除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

● 新企業育成貸付 新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ

資 金 名	ご利用いただける方	資金使途	貸 付 条 件
			融資限度額 (うち運転資金)
新 事 業 育 成 資 金	新規性・成長性のある事業を始めて7年以内の方	設備投資 長期運転資金	6億円
女性、若者 / シニア 起 業 家 支 援 資 金	女性、若年者（35歳未満）または高齢者（55歳以上）であって、新規開業して概ね7年以内の方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
中 小 企 業 経 営 力 強 化 資 金	認定経営革新等支援機関の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により経営力の強化を図る方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)

● 企業活力強化貸付 企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ

資 金 名	ご利用いただける方	資金使途	貸 付 条 件
			融資限度額 (うち運転資金)
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化やものづくり基盤技術の高度化を進める方など	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
I T 活 用 促 進 資 金	情報化投資を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
海 外 展 開 ・ 事 業 再 編 資 金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (4億8千万円)
地 域 活 性 化 ・ 雇 用 促 進 資 金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乗せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

◆中小企業の規模

- ・製造業：資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
- ・卸売業：資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
- ・小売業：資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下
- ・サービス業：資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下

貸付条件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担保等	
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 5 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率②,③ (上限3%)	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の 個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談 のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率 ①,②	〃	〃
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率 ①,②,③ 基準利率-0.9% 基準利率-0.2%	〃	〃
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率 ① 基準利率	〃	〃

貸付条件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担保等	
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率 ①,②,③	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の 個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談 のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率 ①,② 基準利率-0.9%	〃	〃
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率 ①,② (上限3%) 基準利率 (上限3%)	〃	〃
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率 ①,②,③	〃	〃

政府系金融機関等による金融一覧（5）

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

● セーフティネット貸付 経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

資 金 名	ご利用いただける方	資金使途	貸 付 条 件 融資限度額 (うち運転資金)
経 営 環 境 変 化 対 応 資 金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備投資 長期運転資金	7億2千万円
金 融 環 境 変 化 対 応 資 金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	設備投資 長期運転資金	3億円(別枠)

● 企業再生貸付 事業再建に取り組む方へ

資 金 名	ご利用いただける方	資金使途	貸 付 条 件 融資限度額 (うち運転資金)
事 業 再 生 支 援 資 金	〈アーリー DIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
	〈レイター DIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		
企 業 再 建 資 金	経営改善や経営再建などに取り組む方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円

※このほか環境・エネルギー対策資金、東日本大震災復興特別貸付等各種特別貸付があります。
 ※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乗せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。
 ※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。
 【代理貸付】当公庫中小企業事業の代理店の窓口にご相談下さい（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です。）。

名古屋中小企業投資育成株式会社

区 分	投資対象	資金使途	引受限度
一 般 投 資	経営に特色があり成長意欲のある企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	設備資金 運転資金	増資後議決権 比率の50%以内
ベンチャービジネス 投 資	先端的・独創的な技術またはノウハウをもつ研究開発型企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受		新株予約権付 社債等の場合 は、引受時にお いて当該予約 権を行使したと 仮定した場合、 議決権比率が 50%以内となる 範囲
創 業 投 資 (設立新株投資・創業期投資)	起業家が会社を設立する場合や既存企業が新規事業へ進出を図るために新会社を設立する場合、もしくは設立後5年以内の企業 《投資の種類》 ①設立新株投資 ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受 ②創業期投資 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	創業資金	

※株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業でも申し込みの取次をしています。
 ※なお、投資した後は資本金が3億円を超えても、追加投資は可能です。

貸 付 条 件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担 保 等	
設備資金 15 年以内 (うち据置期間 3 年以内) 運転資金 8 年以内 (うち据置期間 3 年以内)	基準利率 (長期運転資金に 限り、上限3%)	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の 個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談 のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 15 年以内 (うち据置期間 3 年以内) 運転資金 8 年以内 (うち据置期間 3 年以内)	基準利率	〃	〃

貸 付 条 件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担 保 等	
1 年以内 (うち据置期間 1 年以内)	基準利率 +2.5%(上限3.0%)	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の 個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談 のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 5 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	基準利率 +1.0% (上限3.0%)		
設備資金 20 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 15 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	基準利率(上限3.0%) 特別利率①(上限3.0%) 特別利率③(上限3.0%)	〃	〃

配 当 ・ 利 率	条 件
(株式) 一定の安定配当を お願いします (社債) 長期プライムレ ートを参考にし て決めます。	(一般投資) ①資本金3億円以下の株式会社(特例法に該当される場合3億円超でも可) 投資育成会社の引受けによって、資本金が3億円を超えることは可 ②業種は、風俗営業等およびその経営内容が公序良俗に反するもの、または一時的もしくは投機的なものは対象外 製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業など、ほとんどの業種が対象 ③原則として、一定水準の利益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること
	(ベンチャービジネス投資) ①一般投資の①及び②の条件を満たしていること ②先端的・独創的な技術またはノウハウに裏付けられた製品の製造あるいはサービスの提供を行っていること ③売上高に対する試験研究費の比率が過去2期にわたり3%以上であること ④会社設立後または新事業進出後10年以内であること
	(創業投資) ①設立予定の会社の設立登記時の資本金が、3億円以下の株式会社であること(特例法に該当される場合3億円超でも可) ②設立予定の会社の業種が、一般投資の②の条件を満たしていること ③設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識・経験等を有するなど、その経営力が認められること ④設立予定の会社の事業計画に妥当性が認められ、かつその事業が将来、成長発展する見込みがあること ⑤原則として、投資後5年を経過した年度より、一定水準以上の配当が維持できる利益が見込まれること ⑥設立後5年以内の会社の場合には、資本金3億円以下の株式会社(特例法に該当される場合3億円超でも可)であって、上記②～⑤の条件を満たしていること

信用保証協会保証制度

主な信用保証制度

創業時の資金調達に

制 度 の 名 称	対 象 資 金 等 (概 要)	資金使途
創 業 等 関 連 保 証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創 業 関 連 保 証	産業競争力強化法に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
再 挑 戦 支 援 保 証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有し、一定の要件を備える個人が創業または新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金

短期資金を継続的に調達するために

制 度 の 名 称	対 象 資 金 等 (概 要)	資金使途
短期継続サポート融資保証	金融機関からの推薦がある中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定化を図る資金	運転資金
税理士連携短期継続保証	北陸税理士会所属の税理士等からの推薦がある中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定化を図る資金	運転資金

突発的な資金不足に備えるために

制 度 の 名 称	対 象 資 金 等 (概 要)	資金使途
当座貸越（貸付専用型）根保証	反復継続して必要なときに借入できる事業資金	運転資金 設備資金
事業者カードローン当座貸越保証	反復継続してカードにより借入できる事業資金	運転資金 設備資金

事業資金の円滑化を図るために

制 度 の 名 称	対 象 資 金 等 (概 要)	資金使途
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債（私募債）に対する保証	運転資金 設備資金

経営上の課題を解決するために

制 度 の 名 称	対 象 資 金 等 (概 要)	資金使途
条件変更改善型借換保証	保証付借入について返済条件の緩和を受けている中小企業・小規模事業者の事業計画の実施に必要な借換資金及び新規事業資金 ※	運転資金 設備資金
経 営 力 強 化 保 証	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けている中小企業者の事業計画の実施に必要な借換資金及び新規事業資金	運転資金 設備資金
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 (経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画に従って事業再生の計画を実施するために必要な借換資金及び新規事業資金	事業再生の計画の実施に必要な資金に限る

※自ら事業計画を策定し、当該計画の実行と金融機関への進捗報告を行う必要があります。

大規模な経済危機、災害等が発生したときに

制 度 の 名 称	対 象 資 金 等 (概 要)	資金使途
危 機 関 連 保 証	大規模な経済危機、災害等により、著しい信用収縮が生じた中小企業者の事業継続や経営安定を図るために必要とする資金 ※	経営の安定に必要な資金

※・本保証を発動すべき突発的な事態が生じた場合、国が発動し（告示）、予め適用期限を区切って実施される。
・この保証の対象者は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長等の認定を受ける必要があります。

経営承継が必要なときに

制 度 の 名 称	対 象 資 金 等 (概 要)	資金使途
経 営 承 継 関 連 保 証	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であって、経営の承継に不可欠な資産等を取得するために必要な資金	運転資金 設備資金
経営承継準備関連保証	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であって、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金	運転資金 設備資金

このほか、代表者個人又は事業を営んでいない個人を対象に、上記2保証に類似した保証制度も設けております。

富山県信用保証協会 本 所 TEL 076-423-3171 FAX 076-493-0829 〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号
高岡相談室 TEL 0766-21-6820 FAX 0766-21-6864 〒933-0912 高岡市丸の内1番40号
URL www.cgc-toyama.or.jp/

保 証 限 度 額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保 証 料 率(年)(※1)(※2)	担 保
1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
2,000万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
2,000万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要

保 証 限 度 額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保 証 料 率(年)(※1)(※2)	担 保
100万円以上5,000万円以内 (1企業1口限り)	1年以内 (4回まで継続可能)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ
3,000万円 (1企業1口限り)	1年以内 (4回まで継続可能)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% [推薦する税理士等が認定経営改革 等支援機関の場合は、0.1%割引]	必要に応じ

保 証 限 度 額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保 証 料 率(年)(※1)(※2)	担 保
100万円以上2億8,000万円以内	1年もしくは2年 (更新4年以内)	金融機関 所定利率	0.39%～1.62%	5,000万円超 原則有担保
100万円以上2,000万円以内	1年もしくは2年 (更新4年以内)	金融機関 所定利率	0.39%～1.62%	原則不要

保 証 限 度 額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保 証 料 率(年)(※1)(※2)	担 保
<別枠> 4億5,000万円 (ただし社債発行額3,000万円～ 5億6,000万円の範囲です)	2年以上7年以内	(支払金利) 発行体所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ

保 証 限 度 額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保 証 料 率(年)(※1)(※2)	担 保
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 既保証を借り換える場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.75% ※3 責任共有対象外の既保証を 同額以内借り換える場合 0.50%～2.00% ※3	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80% 責任共有対象外の既保証を 同額以内借り換える場合 1.00% [特別小口保険の要件を満たす場合] 0.80%	必要に応じ

保 証 限 度 額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保 証 料 率(年)(※1)(※2)	担 保
<別枠> 2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	必要に応じ

保 証 限 度 額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保 証 料 率(年)(※1)(※2)	担 保
<別枠> 2億8,000万円	運転資金 10年以内(1年以内) 設備資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% [特別小口保険の要件を満たす場合] 0.70%	必要に応じ
<別枠> 2億8,000万円	運転資金 10年以内(1年以内) 設備資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%～1.90% [特別小口保険の要件を満たす場合] 0.70%	必要に応じ

※1 会計参与設置会社(確認書類:商業登記簿謄本(写))の場合、0.1%の割引を行います。
※2 一部の保証を除き、有担保の場合、0.1%の割引を行います。
※3 原則として、通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。

特集2

キャッシュレス・消費者還元事業が始まります

「キャッシュレス・消費者還元事業」は、2019年10月1日からの消費税率引上げに伴い、需要平準化対策、キャッシュレス対応による生産性向上、消費者の利便性向上の観点から国の予算により実施されるものです。消費税率引上げから2020年6月末までの9カ月間に限り、消費者が登録された中小・小規模事業者においてキャッシュレス決済手段を使った場合、ポイントの還元が受けられます。

今号では、キャッシュレスの現状や決済の仕組み、キャッシュレス・消費者還元事業の概要について、中小・小規模事業者向けにご紹介します。



1. キャッシュレス決済の現状とメリット

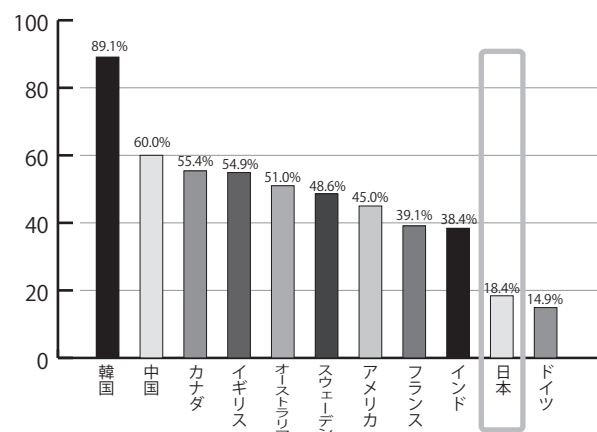
(1) キャッシュレス決済とは

キャッシュレスとは、「物理的な現金（紙幣・硬貨）ではなく、デジタル化された価値の移転を通じて活動できる状態」を指します。

キャッシュレスの決済媒体としては、従来のクレジットカードに代表されるプラスチックカードのほか、最近ではスマートフォン等の媒体による決済が増加傾向にあります。また、読み込み方式としては、従来のクレジットカードのようにカードを端末に差し込んで読み込む接触式や、交通系や流通系の電子マネーのように端末にカードやスマートフォンを軽くタッチするだけの非接触式、また、スマートフォンやタブレットなどでQRコードなどを読み込むコード方式などがあります。

(2) 我が国のキャッシュレス決済の現状

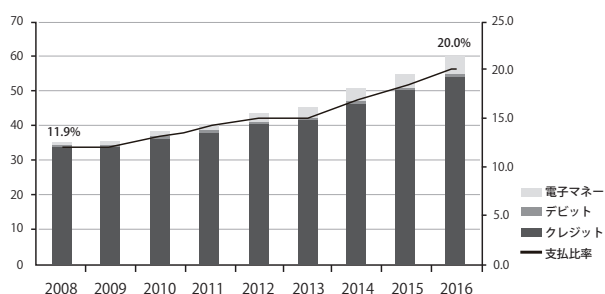
図1 世界各国のキャッシュレス比率比較（2015年）



2015年の世界各国のキャッシュレス決済比率をみると、韓国は約90%に達するなど、キャッシュレス化が進展している国では軒並み40%～60%台に到達する中、我が国では18.4%にとどまっています。

これは、現金を好む国民性のほか、我が国ならではの特性といえる「治安の良さ」や、偽札の流通が少ない「現金に対する信頼の高さ」などの社会情勢が一因と考えられています。

図2 我が国のキャッシュレスの支払額及び比率の推移



一方で、我が国のキャッシュレス決済比率は、2008年の11.9%から2016年には20.0%へと推移しており、確実に上昇しています。また、決済手段をみるとクレジットカードが大半を占めていますが、最近では電子マネーが増加しています。

このようなことから、世界的なキャッシュレスの流れ

を踏まえ、キャッシュレスを通じたデータの利活用により、国全体の生産性が向上し、実店舗等、消費者、支払サービス事業者がそれぞれ付加価値を享受できる社会を目指すことが必要とされています。政府では、大阪・関西万博が開催される2025年までにキャッシュレス決済比率を40%とする目標を設定したうえで、将来的には80%の達成を目指すとしています。

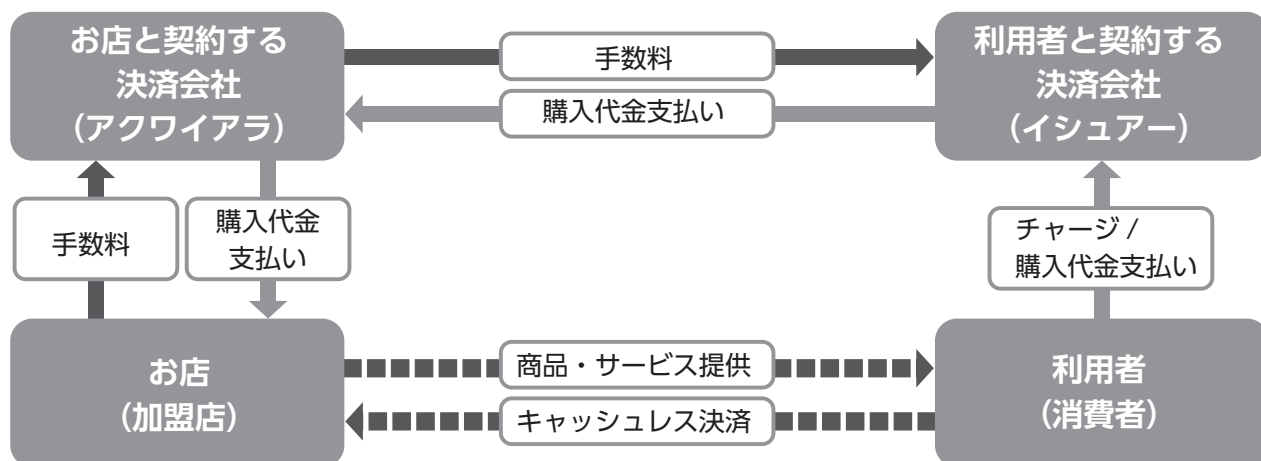
(3) キャッシュレス決済のメリット

キャッシュレス決済は、消費者に利便性をもたらすほか、事業者においても以下の観点から生産性の向上に繋がると期待されています。

- ① 人手不足対策（レジ締め、現金取扱時間の短縮）
- ② 従業員による売上現金紛失・盗難等のトラブル減少
- ③ 従業員が紙幣・通貨に触れないので衛生的
- ④ 現金の搬出入回数の減少
- ⑤ インバウンド需要を取り込むには不可欠
- ⑥ 個人の購買情報を蓄積し、ビッグデータを分析することにより、マーケティングを高度化

2. キャッシュレス決済のしくみ

図3 事業者とお金の流れ



(1) 事業者とお金の流れ

図3のとおり、お店（加盟店）と契約する決済会社を「アクワイアラ」、利用者（消費者）と契約する決済会社を「イシューア」といいます。

アクワイアラは、お店（加盟店）に対して、キャッシュレス導入に向けた契約や管理をします。また、イシューアへの購入代金請求、お店（加盟店）への代金支払いが主な業務です。

イシューアは、キャッシュレスツールを発行する会社で、利用者の獲得や利用者への請求が主な業務です。

そのほか、図には示していませんが、複数のアクワイアラとお店（加盟店）の間に入り、複数のクレジットカード会社や決済サービス会社との契約や精算の一本化などを提供する「決済代行業者」が介在するケースもあります。

3. 主な決済ツールと決済端末

(1) 主な決済ツール

①クレジットカード

お店などでの支払い時に提示すると、その場で現金を支払うことなく商品やサービスを受け取ることができ、後で代金の請求が来る（後払い）カードのことです。代金の請求は一括で支払うか、分割払いやボーナス払いなどがあります。



②デビットカード

お買い物や食事代の支払で提示すると、代金が預金口座から即時に引き落とされるカードのことです。銀行などの金融機関が提供するJ-Debit（ジェイデビット）とクレジットカードの国際ブランドが提供するブランドデビットがあります。



③電子マネー

様々な会社が独自に発行している電子決済サービスで、かざして使えるICカードや携帯電話のタイプ、ネットワーク型があります。支払い方式は、前払い式と後払い式のものがあります。



④スマートフォン

スマートフォンに、クレジットカード、電子マネーなどを複数登録し、お店などでの支払いに利用できます。また、決済会社が提供する専用のアプリを使って、バーコードやQRコードを使って支払うことができます。



(2) 主な決済端末

①接触 IC/ 磁気(スライド式)

カード読み取り機に差し込み、直接接触させて読み取る方式の端末です。主にクレジットカードでの支払いに用います。また、読み取り機にスライドさせて、磁気を読み取る方式もあります。



②非接触 IC タッチ式

カード読み取り機に触れなくてもかざすだけで読み取りができる端末のことです。主に交通系や流通系の電子マネーやスマートフォンでの支払いに用います。最近では、IC対応のクレジットカードで非接触IC端末での支払いができるものも登場しています。



③コード読み取り機・タブレット・スマートフォン

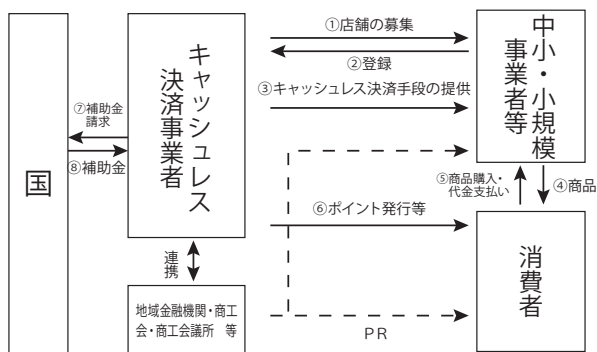
バーコードやQRコードを読み取って支払いをするコード決済で利用する端末です。顧客がスマートフォンでバーコードやQRコードを表示する方式の場合、店舗のコード読み取り機やタブレットで読み込みを行います。店舗がQRコードを掲示・表示する方式の場合は、顧客のスマートフォンで読み取りを行います。



4. キャッシュレス・消費者還元事業

(1) 事業の内容

図4 消費者還元のしくみ



①消費者への還元

10月1日の消費税引上げから2020年6月末までの9カ月間について、消費者がキャッシュレス決済手段（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど電子的に繰り返し利用できる決済手段）を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、5%（フランチャイズチェーン店は2%）をポイントにより決済事業者から消費者に還元されます。

補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択し加盟店契約等をする必要があります。

②決済端末等の導入補助

上記の枠組みにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担し、残りの2/3を国が補助します。

③決済手数料の補助

また、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済事業者に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の1/3を期間中

補助するので、実質 2.17%以下の手数料率となります。

(2) 事業への参加方法

中小・小規模事業者が本事業に参加する場合は、決済事業者（アクワイアラ）を通じて登録することとなります。本事業に参加する決済事業者の一覧は、加盟店向けサービス内容とともに、キャッシュレス・消費者還元事業ホームページにおいて公表されています。既にクレジットカードなどのキャッシュレス決済端末を導入されている事業者においては、取引先の決済事業者に、これから導入を検討される場合はホームページの一覧より自社に合うサービスを選択し、各決済事業者のコールセンターにお問合せください。

(3) お問合せ先

①ポイント還元窓口（中小・小規模事業者向け）

※平日 10 時～18 時

電話：0570-000655

IP 電話等：042-303-4203

②キャッシュレス・消費者還元事業ホームページ



<https://cashless.go.jp/>

本会の「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」により、「キャッシュレス決済の基礎」や「キャッシュレス・消費者還元事業」等をテーマに、組合を対象とした講習会を開催することができますので、お気軽にご相談ください。

* 本稿は令和元年5月7日時点の情報を元に掲載しています。

【出典】

- ・事業者様向けガイド（経済産業省・一般社団法人キャッシュレス推進協議会）
- ・キャッシュレス・ビジョン（平成30年4月 経済産業省）
- ・キャッシュレス・消費者還元事業ホームページ <https://cashless.go.jp/>
- ・一般社団法人キャッシュレス推進協議会ホームページ <https://www.paymentsjapan.or.jp>

高速道路の通信工事で全国一の実績 基盤を固めて永続性ある企業目指す

高速道路の通信管路工事で施工実績日本一を誇る北栄電設株式会社。昭和28年に創業し、農家の内線、電話工事などを経て、46年から高速道路の通信工事分野に本格参入しました。以来50年近くにわたって全国の高速度道路工事に携わり、同分野をリードする企業として技術を磨き続けています。2代目社長である渋谷武氏に、永続性を見据えた経営基盤づくりや職場環境の整備、将来の方向性などについてお聞きしました。

北栄電設株式会社

代表取締役社長 渋谷 武氏

大手下請けから元請けに

Q.創業から数えて66年になります。これまでの歩みについてお聞かせください。

昭和28年に父が前身の渋谷電気商会を創業しました。農家の電化が普及し始めた頃で、内線のほか、委託で電柱の設置、電線の敷設工事でも請けていました。「三八豪雪」の影響で屋外工事がストップしたため、大阪に出稼ぎに行き電話工事に携わった父は、電気より通信分野に将来性を感じ、主に関西で電話工事を手掛けました。40年代に入り北陸自動車道の建設で、非常電話など通信関連工事を受注したことをきっかけに、高速道路の通信関連工事に参入し、それが主力に

なりました。

元請け大手6社の本社が東京だったので、東京営業所を開設することになり、私が入社して担当することになりました。6社の工事を請けていたので、それが今の施工実績1位につながったわけです。

私が社長に就いて10年余りたった頃、思い切って元請けに転じることを決めました。協力関係だった大手からはいろいろ言われましたが、発注先は工事を実質任されていた当社の技術を高く評価してくれていましたので、切り替えてくれました。ニッチな業種である上に当社しか請けられない工事もあるため、この会社規模でも勝負していけるのです。

自己資本10億円を目標に

Q.「不倒企業への基礎づくり」を経営テーマにされてきたそうですね。

社長就任時、創業者を超えるとかではなく、会社永続性を持たせるための基礎をつくることですが、2代目である私の役割と考えました。「日立の樹」のように小さくても幹が太くて、葉が生い茂って広い木陰をつくり、社員が安心して働けるような企業に成長したいと考えたのです。その根拠となるのが自己資本であり、当時の10倍にあたる10億円を目標に設定してきました。現在、9億2千万円に到達しました。

目標に向けてまず、業績予測管理システムを自分で構築し、社内共有化を図りました。2期分



本社社屋



高速道路における電気通信工事

しぶや・たけし

昭和31年8月10日、小矢部市生まれ。54年、同志社大学経済学部卒業後、大阪市の電気工事会社に3年間勤め、57年、北栄電設株式会社に入社し東京営業所に勤務。62年、専務取締役、平成6年、代表取締役社長に就任。16年、多摩大学大学院経営学修士学位(MBA)取得。31年3月、富山県電気工事工業組合理事長に就任、現在に至る。



の収益を管理しながら、予想より悪ければ早く手当てできますし、逆に良いときは来期にどう活用していくかをいち早く考えることができます。

事業で収益を出すためには戦略が必要と考え、46歳の時に大学院へ入り、MBAを取得しました。そこで学んだ概念を基に、主力の高速道路事業に人材も技術も集中させたことも奏功しました。

常にキャッシュを重視し、持たざる経営を続けています。機械や工具、備品もコストをかけずに借りる方法を採用しています。経営基盤が安定すれば、社員の生活も安定しますし、安心して仕事ができる職場なら自ずと頑張ろうという気持ちにつながるでしょう。

誇りの醸成を大切に

Q. 将来に向けた会社の方向性や人材育成についてお聞かせください。

高速道路の通信工事分野に参入して50年近くたちますが、今後も4車線化や更新が続きますので、今のリードを確固たる強みにしていくことが大切です。

私は社会人1年目の時、仕事先で「たかが電気屋の分際で」と言われ、大変悔しい思いをしました。建設関連業界は3K職場と言われがちですが、社会インフラ整備に貢献している仕事を

私は誇りに思っていますし、社内でも誇りの醸成に努めています。その一つが本社玄関の「感謝の壁」で、定年まで勤めた社員の名前をプレートにして掲げてあります。

全国の工事に赴く技術者は一人でサバイバルしていく力が必要です。自分の裁量で考動する社風、個々が独立したネットワーク型の組織を形成していくために、規則や勤務体制を柔軟にしてきました。今や社長不在でも回っていくと思うくらいです。

専務の長男には人材の獲得、育成を任せています。社員は「誰に採ってもらったか」が根底にあるものです。私は最終面接で学生を抱き締めて見送ったこともあります。トップが「待っている」と示す会社はどこにもないでしょう。二男は経営管理部に参画し将来のスピナウトを視野に可能性を探っています。兄弟が一国一城の主として独立しながら助け合う形がいいのではないかと考えています。

皆で分かち合う組合に

Q. 富山県電気工事工業組合の理事長として、どのような活動をされていきたいとお考えですか？

当組合は主に県内の配電線関連工事を手掛け、売上ベースで27億円規模です。来年4月から

発送電分離を控えていること、組合員がピーク時の700人から567人へと減少傾向にあることが課題です。先々400人でも運営していける組合づくりを目指そうと、皆で支えて皆で分かち合うシステムづくりに取り組んでいます。本年から月会費を2,000円アップする一方で、収益が出たら事業貢献度に応じて分配する仕組みにしました。会員企業の後継者や技術者育成に寄与できるようなプログラムを重点的に用意していきたいと考えています。

32人の職員には、これから始まる働き方改革を職場改革のチャンスと捉え積極的な業務の効率化にチャレンジしてもらおうと考えています。利益は職員にも還元し、やりがいのある職場づくりを目指していきます。

かな書道10段目指す

Q. お忙しい中でどのようにリフレッシュをはかっておられますか。

5年前から「かな書道」を習っています。10級からスタートして現在は9段で、最高の10段を目指しています。祝いごとなどに、俳句や短歌を色紙にしたため額に入れて贈ると喜ばれます。妻と両親の4人で年4回ほどドライブ旅行をするのも楽しみです。フェリーで九州にも行きました。

富山県パン・学校給食米飯協同組合さんよりこんにちは

我が国における学校給食の起源は、明治22年に山形県の私立小学校において、おにぎりなどが無償で提供されたのが始まりと言われています。富山県では、大正3年に婦負郡富川小学校（現在の神保小学校）で、冬季温汁給食が実施されたのが最初と言われています。今回は、県内の学校給食の主食となるパンや米飯の加工製造を行う事業者が中心になって組織している富山県パン・学校給食米飯協同組合を紹介します。

◆組合の沿革

昭和29年に学校給食法が成立されたことを受け、翌30年7月に富山県学校給食パン協会として設立。その後、市販パンを取り扱う富山県製パン組合連合会とともに両者が発展的に解散し、昭和31年9月、富山県パン協同組合として設立されました。設立以来組合では、学校給食への対応のほか、旧大店法のもと地域で小売りも行う組合員を守るための大手対策にも力を入れていました。

昭和51年から県内でも米飯給食が導入されると、組合員の製パン業者が米飯加工も担ったほか、米飯工場を組合員や地域の事業者が共同で立ち上げて対応しました。

その後、米飯給食の回数が年々増加したこともあり、平成15年に富山県パン・学校給食米飯協同組合に名称を変更し現在に至っています。



組合会館

◆技術講習会を開催

組合では、設立当初から現在に至るまで、毎年技術講習会を開催しています。講習会では、技術革新や小麦粉の品質向上に対応するとともに、新しいパンのメニュー開発や製法を学ぶ場となっています。講習会では、製粉などの材料業者や製パン機械メーカーのほか組合員が講師を務めることもあり、技術やノウハウの提供にも組合員同士の垣根がなく行われています。

最近では、食品衛生法の改正により義務化が予定されているHACCPについての情報提供にも力を入れており、上部団体の全日本パン協同組合連合会や、日本パン

技術研究所らが作成した手引書の普及を進めています。



技術講習会の様子

◆学校給食とのあゆみ

組合では、給食の資材提供を行う富山県学校給食会と一括契約し、組合員が学校給食用のパンと米飯の加工を行っています。かつては、組合員個々で契約していましたが、学校給食の安定供給を図るため、現在では組合が契約の窓口を担っています。平成30年は年間で約400万食のパンと約1000万食の米飯を提供しています。また、給食向けの新商品開発にも取り組んでおり、平成18年からは県産コシヒカリの米粉を配合したパンが、また、平成28年からは従来から15%の塩分を減らした減塩パンが導入されています。

一方で、少子化に伴う児童数の減少による採算の悪化や後継者不足、従業員の高齢化が業界での課題となっています。組合では、今後も安心して安全な給食を提供するため、これらの課題に一致団結して取り組んでいくこととしています。

◆組合概要

組 合 名 称	富山県パン・学校給食米飯協同組合
設 立	昭和31年9月24日
所 在 地	富山市下新町29番6号
理 事 長	福井 智一
組 合 員 数	23名
TEL・FAX	076-433-5021

東海・北陸ブロック中小企業青年中央会研修会を開催

富山県中小企業青年中央会

3月20日(水)、富山県中小企業青年中央会(富山UBA)及び東海・北陸ブロック中小企業青年中央会は、富山第一ホテル(富山市)において東海・北陸ブロック中小企業青年中央会研修会を開催しました。

研修会は、プレゼンテーションコンサルタントとして活躍されている株式会社 Smart Presen の新名史典代表取締役を講師として招き、「自社・業界の強みを相手への提供価値で伝えよう!」をテーマにグループワークを交えた形式で行いました。

また、研修会後の交流会は、東海・北陸ブロック中小企業青年中央会川崎智之会長(愛知UBA会長)による挨拶、来賓の森田真己商業まちづくり課長の乾杯の後、出席者により懇親が深められ、石黒公一副会長(富山県管工事業協同組合連合会青年部)の中締めにより閉会しました。



講師の新名史典代表取締役



グループワークの様子

プレステージ・インターナショナル富山BPOタウンを視察

富山県中小企業レディース連絡会

2月26日(火)、富山県中小企業レディース連絡会では、株式会社プレステージ・インターナショナル富山BPOタウン(射水市)の視察研修を実施し、組合女性部の会員や組合事務局の女性職員ら15名が参加しました。

同社は、コールセンター業務のアウトソーシング事業を展開しており、従業員の7割が女性であることから、企業内託児所やカフェテリアの設置など、女性が長期にわたり安心して働ける環境づくりに取り組んでいます。

当日は、館内の施設を見学したほか、同社の飯山進富山総務部長らから、事業内容や施設概要についての説明を受けました。



館内の施設を見学する参加者



総務部担当者からの説明

協同組合富山問屋センター 団地内に防犯カメラを設置

協同組合富山問屋センター（富山市）は、3月末までに団地内に防犯カメラ8台を設置し、4月より運用を開始しました。

防犯カメラは、問屋団地への主要な出入り口に設置されており、市道を通過する車両や人物を24時間録画し、一定期間保存し上書きされる仕組みとなっています。また、画像情報は、一般には非公開としており警察等から依頼があった場合に限り映像を提供する方針としています。

全国的にも犯罪の多様化が進む中、団地内においても過去に事務所荒らしやタイヤの盗難の被害が発生しており、今回の防犯カメラの設置による防犯効果の向上が期待されています。

組合では、今後も安全で安心して働くことのできる団地の環境整備を促進していくこととしています。



団地の出入口に設置された防犯カメラ



カメラの設置により防犯効果の向上が期待される

事務局ペンリレー



富山県火災共済協同組合
事務局長 徳山 泰

「元号は、令和であります」先日、菅官房長官から新元号の発表がありました。

過ぎ行く平成は、県内の中小企業等の経営者にとっては、どのような時代であつたろうか等について思いを巡らしました。

バブル崩壊後の低成長

が続くなか、世界経済に大きな影響を与えたリーマンショックにより国内経済は長期にわたり低迷しました。日銀の量的金融緩和を背景としたアベノミクスは実施されましたが、中小企業や地方に立地する小規模事業者

「新元号発表に思う」

としては、人口減少とあいまって、その恩恵を受けることができず、厳しい経営環境であつたように思います。

引き続きは、「令和」の時代。「令」は清らか、「和」はまとまる等の意味があるとのことですが、新元号は、日本全体があまねく栄え、人々は互いに支えあいながら希望を持って暮らすことのできる社会であって欲しいと願う、国民の願いを表しているようにも思います。

これは、当組合の設立精神である組合員の相互扶助とも一致するものです。おりしも、令和元年は、組合設立60周年にあたります。県内唯一の中小企業等のための共済協同組合として、組合員に必要な保障を、組合員の手の届く範囲で安定的に提供することで、地域経済の発展に寄与したいと決意を新たにしています。

森永卓郎氏特別講演会を開催

3月14日（木）、ホテルグランテラス富山（富山市）において、獨協大学経済学部教授で経済アナリストの森永卓郎氏を講師として迎えた特別講演会を開催しました。

森永氏からは「これからの日本経済と企業経営」と題して講演いただき、今後の日本の景気見通しについて、景気循環、米中貿易戦争の激化、オリンピックバブルの崩壊、消費税増税の影響から、今後は徐々に悪化していくことが懸念されると説明されました。

本講演会は、協同組合富山県ハイウェイサービスセンターとの共催及び富山県中小企業経営モデル企業研究会からの協賛を得て開催し、中小企業の経営者ら約70名が受講しました。



講師の森永卓郎氏



当日の会場の様子

IoT活用セミナーを開催

3月8日（金）、中小企業のためのIoTを活用した業務改善セミナーを開催しました。

セミナーでは、IoTを導入した具体的な生産性の向上とコストの削減方法をテーマに、講師のブリッジソリューションズ株式会社の阿部満代表取締役が講演しました。

講師からは、最初にコストをかけずに試し、段階を踏んで導入を進めるのが最近のIoT導入事例の特徴であると説明がされました。

当セミナーは、官学と中小企業との知の交流プラザ推進事業の一環で開催したもので、当日は35名が受講しました。



講師の阿部満代表取締役



セミナー会場の様子

平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 早期審査分の採択結果を発表

3月22日（金）、平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（早期審査分）の採択結果を発表の採択結果を発表し、下記の4件の計画を採択しました。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するもので、全国の都道府県中小企業団体中央会が地域事務局として業務を行っております。

【早期審査分採択案件一覧】

申請者名称	事業計画名
(株)村中製作所	複雑形状金型の三次元測定による検査体制の確立と型修正フリーの実現
(有)坂下製作所	鋳物切削加工QCDF高度化により実現する大型建設機械における小型精密鋳物部品加工分野への参入
(株)加野ダイカスト工業所	高精度中・大型精密部品アルミダイカスト鋳造ノウハウを活用した自動車産業向け高精度小型鋳造部品生産体制の構築
(株)うみあかり	顧客満足度の向上と業務プロセス改善を両立する民宿業務最適化システムの構築

組合 Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

小規模の事業者の判断について



小規模の事業者の範囲を超えた事業者から、事業協同組合への加入の申し込みがあった場合、どのように対処したらよいか。



事業協同組合の組合員となることのできる者は小規模の事業者であるが、その規模の基準は、中小企業等協同組合法第7条に規定されているように、資本の額または出資の総額が3億円（小売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者、または常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者となっている。

しかしながら、この基準を超える事業者であっても、実質的に小規模であると認められれば組合員になれることになっている。したがって、その事業者の従業員数、資本金額ならびに資本力および市場支配力等諸般の実情を勘案して組合が小規模事業者と判断した場合には、いったん組合員たる地位を与え、組合加入後に公正取引委員会に届け出ることとなる。

この場合に公正取引委員会から、実質的に小規模事業者でないと最終的に認定されるまでは、その組合員または組合に対して特別の措置がとられることはない。

事業主の皆さまへ

時間外労働の上限規制が導入されます！

施行：2019年4月1日～ 中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度

1日 8時間 及び **1週 40時間**

法律で定められた休日

毎週少なくとも1回

36協定の届け出は
お済みですか？

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

36協定の締結に当たって注意すべきポイント

ポイント1 「1日」「1か月」「1年」について、時間外労働の限度を定めてください。

ポイント2 協定期間の「起算日」を定める必要があります。

ポイント3 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にすることを協定する必要があります。

ポイント4 限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別な事情がある場合」に限ります。

ここも注目

過半数代表者の選任

- 36協定の締結を行う労働者の代表は、労働者（パートやアルバイト等も含む）の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）が行う必要があります。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
 - ✓ 管理監督者でないこと
 - ✓ 36協定締結をする者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
 - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと（※）
（※会社による指名や、社員親睦会の代表が自動的に選出されること等は不適切な選出となります。）
- さらに、使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮（※）を行わなければなりません。
（※事務機器（イントラネットや社内メールも含む）や事務スペースの提供等）



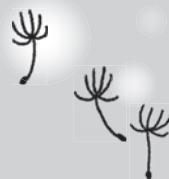
富山労働局

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5
TEL：076-432-2730
URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>



ほっと
一息

伝統的工芸品に追加指定された 高岡銅器の「生型鑄造法」とは



昨年11月、高岡銅器の主要な製法となっている「生型鑄造法」が、国の伝統的工芸品に追加指定されました。今回はその生型鑄造法について紹介します。

生形鑄造法は大量生産に適しており、鑄物砂も繰り返し使用できるなどの利点から、現在の高岡で主力となっている技法です。

木製または金属製の上下枠に、製品と同じ形の種型を入れ、砂を入れて押し固めます。上下枠をはずし、原型を取り出すと、砂の鑄型ができます。こ

れに溶かした金属を流し込み鑄造します。

生形鑄造法は大正時代に確立され、これによって大量生産が可能となったことが高岡銅器の発展に大きく寄与しました。技法の確立から100年以上が経過したことが漸く認められ、この度の認定に至りました。



(情報提供 伝統工芸高岡銅器振興協同組合、高岡銅合金協同組合、高岡銅器協同組合)

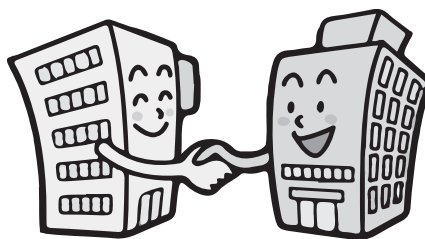


人材の確保や従業員の再就職をお手伝い！

事業の拡大や欠員補充などにより
人員を確保したいとき

事業の整理・縮小などに伴い、
人員を削減せざるを得ないとき

そんなとき、まっ先に **無料**
ご相談ください。



1987年設立

出向・移籍による失業なき労働移動の支援



公益財団法人

産業雇用安定センター

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F

ご利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は休み)

インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860



オリンピックが身近に 県と9市、知恵を絞る

2020年東京オリンピック・パラリンピックが、いよいよ来年開催されます。オリンピックと富山県の関わり、富山県民目線の楽しみ方を探ってみました。



富山県が作成した
「富山県スポーツキャンプガイド」

新競技場には県産スギも

2020年東京オリンピックは、2020年7月22日(水)に行われる福島でのソフトボールを皮切りに、7月24日(金)の開会式から8月9日(日)までの日程で、パラリンピックは8月25日(火)から9月6日(日)の日程で開催されます。東京でオリンピックが開催されるのは、1964年以来、56年ぶり。今大会は、史上最多の33競技339種目が行われます。

日本伝統の木造文化を世界に発信する機会としても注目されています。富山市ガラス美術館などを手掛けた建築家・隈研吾氏が設計した新国立競技場は、木材をふんだんに取り入れ、周辺環境と調和するデザインが話題です。47都道府県各地のスギをそれぞれの産地に向けた方角に並べて、全国の一体感を表すとされています。

合宿の実績づくりに力注ぐ



富山県総合体育センタープール

東京オリンピック・パラリンピックに出場する海外・日本代表選手の事前合宿誘致に向けた活動も本格化しています。知名度アップや観光振興、地域の人々との交流など、さまざまな効果が期待され、富山県は、北陸新幹線で東京から約2時間10分、空港も市街地に近いというアクセスの良さに加えて、「新鮮でおいしい食や水が豊富であることも強み」(県スポーツ振興課)としてアピールしています。

県内では、富山、高岡、魚津、氷見、滑川、黒部、砺波、小矢部、南砺の9市が合宿招致に取り組んでいます。県は、各地の魅力や使用可能な運動施設を紹介するパンフレット「富山県スポーツキャンプガイド」の日本語版と英語版を作成して、大使館などにも案内を出したほか、各競技団体との連携などにも力を注いでいます。

合宿地としての実績づくりも進んでいます。富山県総合体育センタープールでは、2019年4月に世界選手権を控えた水球日本代表チームの合宿が行われました。水球日本代表の合宿を受け入れるのはリオデジャネイロオリンピック直前を含め3回目。デンマークの関係者も視察に訪れたという同プールは「鈴木大地スポーツ庁長官が選手時代に利用して、水質がいいと評価されているそう」(県スポーツ振興課)で、県も自信をもっています。

子どもたちの夢をはぐくむ

高岡市は県内で唯一、参加国の選手らと地域住民の交流を促進する「ホストタウン」に登録されました。ポーランドのレスリング連盟と覚書を締結し、2018年には同市で女子レスリングのポーランドチームと全日本チームによる合同強化合宿が行われました。このほか、日韓バドミントン競技大会やS/Jリーグ(旧：バドミントン日本リーグ)開幕戦も行われ、「オリンピックの機運が少しずつ醸成されつつある」(市スポーツ課)と手応えを感じています。2019年7月にはバドミントン日本代表(ナショナルA)の合宿が予定されています。また、スポーツを行うきっかけづくりとしてチャレンジデーにも取り組み、「スポーツをより身近なものにもらえるよう努めています」(同)。

黒部市では、2競技の事前キャンプ誘致を目指しています。2018年、女子バレーボールでは世界選手権に出場するケニア代表の事前キャンプを受け入れ、また、アーチェリーではU-20日本代表選手らが所属する日本体育大学の全日本学生アーチェリー個人選手権大会前のキャンプも受け入れました。

スポーツ施設は国際基準を満たしていなければならない、練習相手や宿泊施設の確保、医療体制なども整える必要があり、さらに「合宿費用はどれだけ負担してもらえるのか」と言われたら困る」という懸念もあります。いかにコストをかけずに来てもらうかも、知恵の絞りどころといえます。

とはいえ、オリンピックを身近に感じられる貴重な機会であることは間違いありません。県民のスポーツ振興の刺激になることから、県の担当者らは「子どもたちが世界を目指すきっかけになれば」と、事前合宿誘致の実現に向けて奔走しています。



高岡市内で行われたポーランド女子レスリングチーム・全日本女子レスリングチーム合同強化合宿



黒部市内で行われた日本体育大学アーチェリー部の合宿



企業立地マッチング促進事業（委託元：富山市工業政策課）お問い合わせ TEL076-443-2074

富山市内で空き工場・用地等をお探しの方へ！

ホームページはこちらです

<http://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進（移転・増設・県外企業誘致など）に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



本サイト活用で「**富山市空き工場等大規模修繕助成金**」の対象となります。

新着情報は**随時更新中**。
非公開物件もあります

地図上にて簡単に物件を探すことができます。

物件情報の登録・掲載は**無料**です。
物件ニーズ情報も登録出来ます。

ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携：（公社）富山県宅地建物取引業協会 （公社）全日本不動産協会富山県本部

アクセス
方法は
次の**3つ**!!

検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <http://aki-toyama.jp/>

QRコード

■ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
富山県中小企業団体中央会 工業支援課 TEL：076-424-3686 FAX：076-422-0835

H30.8